

令和4年11月15日

南相馬市農業委員会
11月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年11月15日(火) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 天野 浩一

鹿島区 鈴木 清教

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②主 査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹

④主 事 平田 幸子

農政課

①係 長 佐藤 俊文 ②主事 藤田 健宏

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 31 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 32 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 33 号	農地法第 18 条第 6 項の貸借の解約の通知について
日程第 6	報告第 34 号	違反転用事案の報告について
日程第 7	議案第 118 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第 119 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 121 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 122 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 11	議案第 123 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 124 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 125 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 14	議案第 126 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 127 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 128 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和4年11月定例総会を開会いたします。朝晩の寒さが日増しに強まり、本格的な冬の到来を迎えるところでございます。委員各位には、健康に益々ご留意されますよう、あらためてお願い申し上げる次第であります。

それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号7番・志賀恒夫委員、8番・鈴木一夫委員、9番・長井里志委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。10月24日、第1回南相馬市環境審議会に出席いたしました。議題は、「第3次 南相馬市環境基本計画の策定」についてであり、担当課より、策定方針や今後のスケジュールなどについて説明を受け、良好な環境の保全のための計画づくりにあたり、意見を交わしたところです。

次に、11月3日、市表彰式が「丸屋グランデ」で開催され、多年にわたり農業委員を務め、地域農業の振興に尽力し、市政の向上発展に寄与された功績により、自治功勞を受賞した4名を讃えてまいりました。

次に、11月10日、福島県下農業委員会大会が福島市「パルセいいざか」で開催され4名で出席いたしました。大会では、永年勤続の委員表彰が行われ、本市では農地利用最適化推進委員の酒井盛男委員が受賞しました。このほか、記念講演や農業委員会活動に関する申し合わせ決議をしたところです。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第31号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第5号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第31号専決第5号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、同法第15条第1項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第３２号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の８番委員からの報告を求めます。

８番委員 報告第３２号についてご説明いたします。当日配布議案書の１ページになります。去る１１月９日午前９時３０分より、南相馬市役所北庁舎２階会議室２において、出し手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催いたしました。

 協議内容についてですが、出し手側から１０アール当たり３０万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については１０アール当たり３０万円で公社が購入することとなりました。売買代金は１３０万８３００円となり、公社手数料として１３，０００円を差し引き、支払額は１２９万５３００円となります。

 なお、この件は、議案第１１８号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第３３号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３３号についてご説明いたします。議案書の５ページになります。今回、５件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。なお、整理番号１番の案件については令和３年３月３１日付けで解約となりましたが、申請者からの通知が遅れたため、今回報告するものとなっております。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第34号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。なお、この報告には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から、整理番号2番の報告を求めます。

事務局 報告第34号整理番号2番についてご説明いたします。議案書の6ページになります。当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。昭和51年に亡き父が農業用倉庫を建築し使用してきましたが、令和4年3月の地震により被災し、倉庫を解体して現在は更地となっています。今般、新たな農業用倉庫を建築する計画したところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 2番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。続きまして、報告第34号「違反転用事案の報告について」の残り全部について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第34号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の6ページから8ページ、整理番号1番及び3番から5番について、当事者の氏名、住所、土地

の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、隣接地に居住しており、40年以上前から農家住宅、住宅、納屋を建築し使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地に越境して建築していたことが判明したものです。

整理番号3番については、昭和39年1月に物置兼畜舎（現在は農業用倉庫）を建築し、現在も使用しています。今般、カーポートを整備する計画があり土地調査を行ったところ、農業用倉庫が農地に越境していることが判明したものです。

整理番号4番については、40年以上前から住宅敷地への進入路、法面として使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

整理番号5番については、平成14年頃に駐車場として整備し、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第118号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する複数の案件がありまして、該当案件ごとに審議いたします。円滑な議事の進行にご協力をお願いします。先ず、整理番号6番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、14番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局より、整理番号6番の説明を求めます。

事務局 議案第118号整理番号6番についてご説明いたします。議案書の10ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 議案第１１８号のうち整理番号６番について説明いたします。議案書１０ページとなります。内容については、記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 １４番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号１０１番、１７４番、１８９番を審議いたします。同じく、鈴木推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局より、整理番号１０１番、１７４番、１８９番の説明を求めます。

事務局 議案第１１８号整理番号１０１番、１７４番、１８９番についてご説明いたします。議案書の２１、２８、２９ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 議案第１１８号のうち整理番号１０１番、１７４番、１８９番について説明いたします。議案書２１、２８、２９ページとなります。内容については、記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 鈴木推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号１５３番を審議いたします。同じく、１０番委員には、この間、退席をお願いします。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局より、整理番号１５３番の説明を求めます。

事務局 議案第１１８号整理番号１５３番についてご説明いたします。議案書の２６ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第１１８号のうち、整理番号１５３番について説明いたします。議案書２６ページとなります。内容については、記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 10番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号186番を審議いたします。同じく、2番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局より、整理番号186番の説明を求めます。

事務局 議案第118号整理番号186番についてご説明いたします。議案書の29ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 議案第118号のうち整理番号186番について説明いたします。議案書29ページとなります。内容については、記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 2番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第118号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第118号整理番号残り全部についてご説明いたします。議案書の9ページから30ページ及び当日配布議案書の2ページから8ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 議案書17ページ、整理番号69番は削除になります。それに合わせて議案書30ページ、整理番号196番は田40筆、面積220,353平方メートルに修正となります。よろしくお願いします。

それでは、議案第118号のうち、残り全てについて説明いたします。議案書10ページから30ページ及び当日追加議案資料3ページから8ページとなります。内容については、記載のとおりとなっております。賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

10番委員 「農用地利用規程」の件になりますが、規程を定める前に農業委員会に対して意見を求めることになっています。しかし、先に福島県農業振興公社の農地賃貸契約した地区があるが、手続上問題が無いのですか。

議長 暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。10番委員の質疑については保留といたします。後ほど時間をとって本議案の審議に戻ります。よろしくお願いします。次に進みます。

議長 次に、日程第8、議案第119号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第119号についてご説明いたします。当日配布議案書の9ページから18ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当

職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者、農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課担当 議案第199号農用地利用規程の変更に係る意見についてご説明いたします。当日配付議案書9ページから18ページになります。農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定に基づき、農用地利用規程の変更認定申請があったことから、変更について同法施行規則第24条により意見を求めるものでございます。

原町南部地区農用地利用規程第10条の表については、担い手の現況及び目標の面積を変更いたしました。内容については、令和3年度及び令和4年度にかけて、農地中間管理機構契約を実施した農地は経営面積とし、その他未相続農地は、令和3年度に引き続き、農作業受委託面積に記載しております。

また、今年度一時利用指定及び一般工事を実施した農用地については面積の一部増加があったことから、それぞれの面積を変更し、当日配付議案書17ページの新旧対照表のとおり、改正後の内容に変更いたしました。なお、本件の申請は、原町南部営農改善組合総会を书面決議にて開催され、同総会において、議案第2号として提出し、組合の承認を得ております。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第121号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第121号についてご説明いたします。議案書の32ページから35ページ、申請番号1番から16番について、詳細については記載のとおりです。補足としまして、申請番号11番については、下限面積要件の例外にあたります。譲受人の経営面積が50アールを満たしていませんが、農地の位置、面積、形状等からみて、その農地に隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地に該当することから妥当と判断しております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１０、議案第１２２号「農地法第３条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１２２号についてご説明いたします。議案書の３６ページから３８ページになります。申請番号１番から１２番について、詳細については記載のとおりです。議案第１２７号申請番号６番から１１番関連の案件であり、営農型太陽光発電設備設置のための使用貸借権設定及び区分地上権の設定のための申請です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１１、議案第１２３号「農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号２番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第３１条の規定により、２番委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局より、申請番号２番の説明を求めます。

事務局 議案第１２３号申請番号２番についてご説明いたします。議案書の３９ページ

になります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第34号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案123号申請番号2番の現地調査報告をいたします。現地案内図は2ページになります。報告第34号整理番号2番関連の案件です。去る11月8日午前10時頃より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の現状等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 2番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第123号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」の残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第123号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の39ページ、申請番号1番及び3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、報告第34号整理番号1番の追認を得るための案件であり、議案第124号申請番号1番関連の案件です。

申請番号3番については、報告第34号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について、8

番委員。

8 番委員 議案第 1 2 3 号申請番号 1 番について現地調査を報告いたします。現地案内図は 1 ページになります。この案件は報告第 3 4 号整理番号 1 番及び議案第 1 2 4 号申請番号 1 番の関連案件です。去る 1 1 月 8 日午前 1 0 時頃より、申請人、代理人行政書士の立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人、代理人行政書士からの聞取り、また、現地の状況等に調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、1 5 番委員。

1 5 番委員 議案第 1 2 3 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 3 4 号整理番号 3 番の関連案件です。現地案内図は 3 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 1 1 月 1 1 日午後 2 時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 2 4 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 4 号についてご説明いたします。議案書の 4 0 ページから 4 1 ページ、申請番号 1 番から 4 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番は報告第 3 4 号整理番号 4 番の追認を得るための案件であり、議案第 1 2 3 号申請番号 1 番の関連案件です。申請番号 3 番、4 番は第 3 種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。なお、申請番号 4 番は 1 0 月定例総会の議案第 1 1 3 号申請番号 4 番で継続審議となった案件です。この案件は、申請地の一部が請戸川土地改良区の受益地となっておりますが、「地区除外申請」の

手続きが漏れていたため、10月定例総会時点で土地改良区の意見書が提出されておらず、継続審議となりました。この度、11月4日付けで請戸川土地改良区の意見書の提出がありましたので、再度審議を求めるものであります。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第124号申請番号1番について現地調査を報告いたします。現地案内図は1ページになります。この案件は報告第34号整理番号1番及び議案第123号申請番号1番の関連案件です。去る11月4日午前10時頃より、申請人、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人、代理人行政書士からの聞き取り、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、3番委員。

3番委員 議案第124号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。去る11月10日午後1時20分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番、4番について、9番委員。

9番委員 議案第124号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。去る11月11日午後3時15分頃より、被設定人代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

続いて議案第124号申請番号4番について現地調査報告をいたします。現地案内図は6ページになります。この案件は10月定例総会において継続審議となった案件です。継続審議となった事由は、土地改良区からの意見書の提出がなかったため、一般基準のうち、調整状況の確認ができなかったためであります。今月の提出書類について確認したところ、請戸川土地改良区からの意見書の確認ができましたので、一般基準は満たしていると判断しました。なお、現地状況等の

調査、聞取りは10月10日に実施済みであります。以上により、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第125号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第125号についてご説明いたします。議案書の42ページから44ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりであり、いずれも、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、申請番号8番についても、議案第124号申請番号4番と同様、10月定例総会の議案第114号申請番号2番で継続審議となった案件です。この度、11月4日付けで請戸川土地改良区の意見書の提出がありましたので、再度審議を求めるものであります。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第125号申請番号1番の調査報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る11月9日午後1時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査の結果、周辺はお寺への参道や墓地も見えており、第2種農地という観点からも太陽光パネル設置はやむを得ないのかと思いました。立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第125号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページになります。去る11月11日午後2時30分頃より、太陽光設置

業者立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光設置業者からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号3番から7番までについて、18番委員。

18番委員 議案125号申請番号3番から7番まで一括してご報告を申し上げます。まず、申請番号3番と7番の現地調査の結果をまとめて報告をさせていただきます。現地案内図は9ページのとおりです。去る11月9日午後2時頃より、譲受人側代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、現地の状況等を調査いたしました結果、当該地は、市の太陽光発電設備事業同意書によれば浸水想定区域、2メートルから3メートル未満内にあり、冠水対策に留意する旨の記載がございました。この件について、代理人に確認した結果、冠水対策内容が不明瞭であったために、明確化するよう指導した結果、パネル下のところにフランジを設置して、地上高が低いところで約1.7メートルから約2メートル20センチになる旨の書類が追加提出されました。この書類によりまして、結果的に立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

申請番号4番から6番について現地調査の結果をまとめて報告いたします。現地案内図は9ページのとおりです。11月9日午後2時頃より、譲受人側代理人立ち会いのもと現地調査を行いました。前回と同様、代理人からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、やはりここも浸水想定区域ということで、冠水対策に留意する旨の記載がございました。この件を確認した結果、業者から1メートル程度の土盛りを行う旨の書類が追加提出されてきました。結果として、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号8番について、9番委員。

9番委員 議案第125号申請番号8番について現地調査報告をいたします。現地案内図は10ページになります。この案件は10月定例総会において継続審議となった案件です。継続審議となった事由は土地改良区からの意見書の提出がなかったため、一般基準のうち、調整状況の確認ができなかったものです。今月の提出書類について確認したところ、請戸川土地改良区からの意見書の確認ができましたので、一般基準は満たしていると判断しました。なお、現地状況の調査、聞き取りは10月10日実施済みであります。以上により、立地基準、一般基準とも満たし

ていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第126号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書の45ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第34号整理番号5番の違反の追認を得るための案件であり、第3種農地を駐車場として使用するための転用申請になります。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第126号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第34号整理番号5番関連案件です。現地案内図は11ページです。去る11月11日午後2時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。平成14年頃に自宅敷地内に倉庫を建築した際、駐車スペースが狭くなったために道路向かいの奥の母名義の土地を駐車場として使用してきました。その後、近隣住民等からの要望で駐車場としてきた事案です。この度、調査したところ、当該土地は農地であり、転用許可を受けずに駐車場としたことが判明しました。違反転用となっていることから、追認を受けるための許可申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 127 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書の 46 ページから 49 ページ、申請番号 1 番から 11 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号 1 番につきましては、土取りを行うために令和元年に一時転用許可を受けましたが、事業が完了できなかったため、再度土取りを行うための一時転用申請になります。

申請番号 2 番から 5 番については、第 2 種、第 3 種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。

申請番号 6 番から 11 番につきましては、いずれも議案第 112 号の関連であり営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。転用期間は 10 年間、営農作物は申請番号 6 番から 8 番がヒサカキ、申請番号 9 番から 11 番がブルーベリーになります。なお、営農者は同じです。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から、報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、14 番委員。

14 番委員 議案第 127 号申請番号 1 番の現地調査につきましてご報告いたします。本案件は、事務局の説明のように令和元年に土取りのため一時転用の許可を受けたものの、完了できずに再度の申請を行ったもので、申請地を含む周辺山林一帯の土取りの一部として農地を転用するものであります。現地案内図は 12 ページです。現地調査は 11 月 14 日午前 11 時頃より、被設定人立会いのもとに行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞取り、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断しました。以上ご報告いたします。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号 2 番及び 3 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 127 号申請番号 2 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 13 ページのとおりです。去る 11 月 9 日午後 2 時頃より、代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞取り、現地の状況を調査いたしました。ここも、先ほど申し上げました浸水想定区

域になっておりますが、この部分は図面上、当初から対策がなされており、現地の状況等もあわせて判断しました結果、立地基準、一般基準とも許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

申請番号3番の現地調査結果を報告いたします。現地案内図は14ページのとおりです。11月9日午後2時30分頃より、代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断しました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号4番及び5番について、9番委員。

9番委員 議案第127号申請番号4番について現地調査報告をいたします。現地案内図は14ページになります。去る11月11日午後3時40分頃より、被設定人代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

次に申請番号5番の現地調査報告をいたします。現地案内図は15ページになります。去る11月11日午後2時50分頃より、被設定人代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号6番から8番について、現地調査委員を代表しまして、12番委員から、報告を願います。

12番委員 申請番号6番、7番、8番の現地調査の前に、先月の委員会においてその他の案件で課題として協議、議論されたこの営農型についてのパネル設置面積以外の農地について、その養生の面積によっては効率的に営農されることが望ましく、適切であるという見解でした。よって、今回私ども2名で現地確認調査したところであります。この3件はいずれも同一太陽光業者であり、3件とも余剰農地があるという内容でした。その営農については関東地方でお寺とかお墓に備えられ、需要があり市場性も高い「シキミ」です。榊と似ていますが、シキミを栽培することとで、今般、土地利用計画平面図の提出を受けました。このことをあえて報告前に申し上げてご理解を賜りたい。こういうところですのでよろしくお願いいたします。

それでは申請番号6番について現地調査の報告をいたします。本案件は議案第

122号申請番号1番及び2番と関連する案件でございます。現地案内図は16ページとなります。申請内容、申請事由は記載のとおりでございます。去る11月10日午前10時10分頃より、太陽光業者立会いのもと10番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請、事業計画内容の確認、そして現地の状況等を調査した結果、当農地については復興組合によって保全管理中でございます。ただ、不耕作の状況であります。さらに、南相馬市の設置等の考え方によると問題はない、適正であると判断をさせていただきました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者宛に8月23日付けで了解の回答がされております。加えて、10月3日には事業者への同意通知書が出されております。さらに、8月4日付けで設備設置者から農業委員会宛に期間満了後の撤去について誓約書が提出されております。皆様のご審議方よろしくお願いを申し上げます。

次に議案127号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。本案件は議案第122号申請番号3番及び4番と関連する案件でございます。現地案内図は17ページ、申請内容と申請事由は記載のとおりになります。去る11月10日午前11時20分頃より、太陽光業者立会いのもと10番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請事業計画内容の確認、現地の状況等を調査した結果、ここも復興組合による保全管理中で不耕作の状況下であります。さらに、南相馬市の設置等の考え方によると、特段問題なく適正であるとこのように判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性については、南相馬市から設備設置者と農業者宛に10月17日付けで回答され、加えて10月3日には事業者への同意通知書が出されております。さらに、9月1日付けで設備設置者から農業委員会宛に期間満了の撤去について誓約書が提出されております、一般基準を満たしており、適正であると判断をさせていただきました。皆様のご審議方よろしくお願いを申し上げます。

次に申請番号8番の現地調査の報告をいたします。本案件は議案第122号申請番号5番及び6番と関連する案件でございます。現地案内図は18ページとなります。申請内容と申請事由は記載のとおりとなります。去る11月10日午前10時45分頃より、太陽光業者立会いのもと10番委員と私の2名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請事業計画内容の確認、現地の状況等を調査した結果、不耕作中ではありましたが、復興組合によって保全管理されておる状況下であります。さらに、南相馬市の設置の考え方からすると、特に問題はなく適正であるこのように判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性と妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者宛に8月23日付けで了解の回答がされ、加えて8月30日には事業者への同意通知書が出されております。さらに、9月28日付けで管轄の土地改良区から容認の意見書、そして設備設置者からは、農業委員会宛に期間満了の撤去について自筆で誓約書

が提出されており、一般基準を満たしておると判断しました。皆様のご審議方よろしく願いをいたします。以上でございます。

議 長 6 番、7 番、8 番の確認ですが、申請事由にヒサカキとなっております。そうではなく、シキミですか。

1 2 番委員 パネル下はヒサカキです。周囲の余剰農地にシキミを植えます。余剰農地を放置しない、営農しますという計画であります。特に、関東地方で八王子とか熊谷とかでかなり盛んに利活用され、市場性も需要もあるということです。

議 長 営農型を理解していますね。

議 長 次に、申請番号 9 番から 1 1 番について、現地調査委員を代表しまして、1 1 番委員から、報告をお願いします。

1 1 番委員 議案第 1 2 7 号申請番号 9 番について現地の調査報告いたします。現地案内図は 1 9 ページになります。議案第 1 2 2 号申請番号 7 番、8 番関連になります。去る 1 1 月 1 1 日午後 1 時 3 0 分頃より、太陽光業者立会のもと 2 番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞取り、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。なお、排水対策の営農指導いたしました。この営農型太陽光では全面的に 5、6 メートル間隔でブルーベリーをかなりの本数で植栽するということです。

次に申請番号 1 0 番、1 1 番について一括してご報告いたします。現地調査案内図は 2 0 ページになります。議案第 1 2 2 号申請番号 9 番、1 0 番関連になります。また、申請番号 1 1 番、1 2 番関連になります。去る 1 1 月 1 1 日午後 2 時頃より太陽光業者立会のもと 2 番委員と私の 2 名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞取り、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、この土地は先月から開田された用地で、今は草刈りで保全管理されています。今後も空き地が営農型太陽光になるような話も業者から聞いております。また、田んぼの下に住宅が点在し道路が斜め傾斜になっておりますので、排水対策を指導しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 先ほどの 1 2 番委員の報告では全面植栽ということでした。この案件はどうですか。

11番委員 ブルーベリーは最初は小さいが段々と大きくなるので、全面に2メートル間隔で植えると説明を受けました。

議 長 農地全部を使用するということですか。

11番委員 そうです。

議 長 了解しました。

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第128号「現況確認証明申請について」を議題いたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、天野推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局より、申請番号2番の説明を求めます。

事務局 議案第128号申請番号2番についてご説明いたします。議案書の50ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地2筆を非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 それでは、現地調査委員を代表しまして、6番委員から報告を願います。

6番委員 議案第128号申請番号2番の現地調査報告をいたします。去る11月4日午後1時30分より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で現地調査を行いました。現地案内図は22ページです。当該地は小高区大井地内の周囲の農地から遮断されているような高台です。数年間、不耕作のためか、現地まで車で入ることができず、原野化しております。周囲の状況も加味し、非農地と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 天野推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。続きまして、議案第 1 2 8 号「現況確認証明申請について」の残り全部を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 8 号の残りの案件についてご説明いたします。議案書の 5 0 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。いずれも、不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 それでは、現地調査委員を代表しまして、6 番委員から報告をお願いします。

6 番委員 議案第 1 2 8 号申請番号 1 番の現地調査報告をいたします。1 1 月 4 日午後 1 時 3 0 分より、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名、事務局職員 1 名の計 4 名で現地調査を行いました。

先ず申請番号 1 番ですが、当該地は原町区北泉地区にあり、津波の影響を受けた地域で周囲は沢に囲まれた傾斜地です。数年間、不耕作していたためか、現在は原野化しております。周囲の耕作状況や立地場所を加味しても、継続利用は不可能と判断し、非農地と判断いたしました。

次に申請番号 3 番ですが、こちらは現地案内図 2 3 ページです。当該地は小高区小高地内で県道から東方向に入った傾斜地の場所にあり、現地までの道も山林化しております。現地は数年間、不耕作のため山林化しており、非農地と判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 ここで暫時休議します

(休議)

議 長 再開します。先ほど保留にした議案第 1 1 8 号「農用地利用集積計画の決定について」の答弁から再開します。農政課担当職員からの答弁を求めます。

農政課担当 1 0 番委員から質問のありました、市から農業委員会に意見を求める前に契約することに対して手続き上問題が無いのかとの質問に対して答弁いたします。土地の賃貸契約は農地の出し手と受け手の間で合意があれば契約が出来るものです。ですので、市から農業委員会に求める意見、つまり農用地利用規程の有無については契約に際して必須ではございません。

しかし、担い手への農地集約・集団化を進めるにあたり、農用地利用規程の作成は市でも必要と認識していますし、基盤整備地区を中心に地域の話し合いにより営農改善組合の設立を推進し、規程に基づく契約を進めております。

議 長 そのほかに質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 4 件、及び議案 1 0 件、合わせて 1 4 件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の 1 1 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後 3 時 2 5 分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年12月15日

議事録署名人（7番・シガ ツネオ）

議事録署名人（8番・スズキ カズオ）

議事録署名人（9番・ナガイ サトシ）
